

## 埼玉県農林公社間伐材売買契約を伴う森林整備事業一般競争入札（事後審査型）公告

埼玉県農林公社間伐材売買契約を伴う森林整備事業について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益社団法人埼玉県農林公社定款第51条第1項の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については公益社団法人埼玉県農林公社間伐材売買契約を伴う森林整備事業一般競争入札（事後審査型）実施細則（以下「実施細則」という。）の規定によるものとする。

令和4年9月15日

公益社団法人埼玉県農林公社  
理事長 強瀬道男

## 記

1 入札対象案件の概要	
(1) 事業名	社営林 搬出間伐 事業 No.17
(2) 事業箇所	秩父郡東秩父村大字御堂字幽地ヶ沢地内外
(3) 事業実施期間	契約締結日から令和5年2月28日まで
(4) 設計金額	事後公表とする。
(5) 事業概要	事業内容 ・間伐： 5.51ha (2,480本) ・間伐材の生産： 148.68m <sup>3</sup> ・間伐材の買受： 148.68m <sup>3</sup>
(6) その他	
2 落札者の決定方法	(1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 森林整備工事入札金額が森林整備工事予定価格の制限の範囲内であり、かつ、間伐材売買入札金額が間伐材売買予定価格に達している入札者のうち森林整備工事入札金額から間伐材売買入札金額を差し引いた金額が最も小さい入札者を落札候補者とする。 (3) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 (4) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	入札は、公告で指定する日時及び場所に本人又は代理人が出席の上、入札書を入札箱に投入して行うものとし、郵便又は電信等による入札は認めない
4 設計図書等	令和4年9月15日（木）から 令和4年10月3日（月）まで (1) 公社森林局ホームページへの掲載 <a href="http://www.chichibu.ne.jp/~ssinrinp/">http://www.chichibu.ne.jp/~ssinrinp/</a> (2) 公社森林局での閲覧
5 設計図書等に関する質問	令和4年9月22日（木）から 令和4年9月27日（火）午後5時00分まで 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書（実施細則様式5）を電子メール又はFAX（FAXの場合は送信後電話にて連絡）により、公社森林局（メールアドレス等は末尾に記載）に提出すること。
6 質問に対する回答	令和4年9月29日（木）から 質問に対する回答は、上に示す日に公社森林局ホームページ上で掲示する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、入札情報に掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
7 入札日時及び場所	令和4年10月6日（木）午前9時30分から 埼玉県秩父農林振興センター 3階 埼玉県農林公社
8 入札に参加できる者の形態	単体企業又は共同事業者

9 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 資格者名簿への登載	令和3・4年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（土木施設維持管理）（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。
(2) 地域要件	本店又は主たる営業所
	埼玉県内に有していること。 資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。
(3) 施工実績	国又は地方公共団体等との請負契約又は委託契約
	素材生産に関する業務 契約の締結日にかかわらず、平成24年4月1日以降公告日までの間に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）との契約、埼玉県が発注する請負契約工事の1次下請契約又は民間との請負契約により、素材生産に関する業務実績を有すること。
(4) 配置予定の技術者	恒常的な雇用関係（入札参加資格要件審査書類の提出期限の3ヶ月以前から雇用関係にあることをいう（特定非営利活動法人においては、「恒常的な雇用関係」を「恒常的な活動実態」と読み替えるものとする。）。以下同じ。）があり、かつ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、次のア及びイに掲げる教育を両方とも受けた技術作業員を3人以上有していること。 ア 刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育 イ チェンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育（労働安全衛生規則第36条第8号の特別教育）
(5) 現場代理人	次のア又はイに該当し、かつ、ウの研修を修了した専門技術者と恒常的な雇用関係を有し、工事の現場代理人として常駐配置できること。 ア 技術士（森林部門）、林業技士、林業作業士又は林業普及（改良）指導員のいずれかの有資格者 イ 森林整備（地拵え、植栽、下刈り（ササ刈り含む）、枝打ち、間伐等の施業、簡易施設の設置（防護柵や簡易な土留工、柵工、筋工、歩道開設等）及び素材の生産（立木の販売を除く。）。をいう。）の現場管理業務について3年以上の実務経験を有する者 ウ 埼玉県林業労働力確保支援センターが開催する森林整備技術研修
(6) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りでない。 エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
(7) 共同事業者	一般社団法人埼玉県木材協会の会員のうち(6)に掲げる要件を満たす者は、(1)から(5)までの要件に該当しない場合であっても、(1)から(6)までの要件を全て満たす者と共同する場合に限り入札に参加することができる。ただし、共同事業者を構成する者は、単独または他の事業者と共同で入札することはできない。
10 最低制限価格	森林整備工事入札金額について設定する。
	最低制限価格は、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費等の合計額に10分の9.2を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）に100分の110を乗じた額とする。 なお、決裁権者が特別なものと認めた場合については、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲で決裁権者が定める値を乗じた額とする。
11 入札保証金	(1) 入札参加希望者は森林整備工事入札金額と間伐材売買入札金額の合計金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。 (2) ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。 ア 埼玉県に林業事業体として登録されている。 イ 合法木材供給事業者認定団体に登録されている。 ウ 保険会社との間で公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結している。 エ その他、前各号に準ずる場合であると理事長が認めたとき。 (3) 入札保証金は、入札後還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当する。 (4) 落札者が契約を締結しないときは、その者に入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は還付しない。

12 契約保証金	<p>次の（１）から（５）のいずれかに掲げる保証を付さなければならない</p> <p>（１）落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）。</p> <p>（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。</p> <p>（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>（４）この契約による債務の不履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>（６）契約保証金は、契約上の義務の履行後、契約の相手方から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約の相手方がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
13 支払条件	
(1) 前金払	する（その額は森林整備工事請負契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。
(2) 部分払	しない。
14 現場説明会	開催しない。
15 契約の時期	落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、落札者の決定から契約の締結までの間において、落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	入札に参加する者の数が1者でも入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	<p>ア 入札金額は、森林整備工事入札金額から間伐材売買入札金額を差し引いた金額とし、森林整備工事入札金額、間伐材売買入札金額もそれぞれ記載すること。</p> <p>イ 間伐材売買入札金額は、1立法メートル当たりの売買単価に搬出見込み材積を乗じた金額とし、1立方メートル当たりの売買単価も記載すること。</p> <p>ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
(3) 提出書類	<p>ア 入札者は、入札書及び事業費内訳書を提出すること。</p> <p>イ 共同事業者を構成したときは、共同事業者入札参加申請書を提出すること。</p> <p>ウ 落札候補者は、入札参加資格要件審査書類を提出すること。</p> <p>エ 落札者が免税事業者の場合は、免税事業者届出書を提出すること。</p>
(4) 入札回数	<p>ア 森林整備工事入札金額が森林整備工事予定価格の110分の100以下であり、かつ、間伐材売買入札金額が間伐材売買予定価格の110分の100以上である入札がない場合、再度入札を行う。再度入札は2回限りとする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p>
(5) 入札の辞退	一度提出された入札書等の書換え、引換え及び撤回は認めない。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) くじによる順位の決定	落札候補者とすべき同じ金額をもって入札した者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。

(8) 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札公告に示す、入札に参加する者に必要な資格を満たさない者がした入札</li> <li>(2) 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札</li> <li>(3) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者がした入札</li> <li>(4) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札</li> <li>(5) 初度入札時に事業費内訳書を提出しない者がした入札</li> <li>(6) 入札金額の根拠（単価を含む）に不備がある入札</li> <li>(7) 不備な事業費内訳書を提出した者がした入札</li> <li>(8) 談合その他不正行為があったと認められる入札</li> <li>(9) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札</li> <li>(10) 入札者の住所・商号又は名称の記載・押印のない入札</li> <li>(11) 発注機関名の記載がない又は誤っている入札</li> <li>(12) 押印された印影が明らかでない入札</li> <li>(13) 事業名・事業箇所が入札公告と一致しない入札</li> <li>(14) 記載すべき事項の記入のない、又は記入した事項が明らかでない入札</li> <li>(15) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札</li> <li>(16) 同一人（共同事業者を含む）が入札した2通以上の入札</li> <li>(17) 前各号に掲げるもののほか、入札公告及び入札心得において示した入札条件に違反した者がした入札</li> </ul>
17 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益社団法人埼玉県農林公社間伐材売買契約を伴う森林整備事業一般競争入札（事後審査型）心得を熟知の上、実施細則に基づき入札に参加すること。</li> <li>(2) 提出された入札参加資格要件審査の確認申請書及び確認書類は返却しない。</li> <li>(3) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、実施細則に基づき、申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</li> <li>(4) 入札参加者は、(3)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</li> <li>(5) 落札後は、森林整備事業請負契約及び間伐材売買契約のそれぞれについて契約を締結するので、各契約書案（公社森林局ホームページに掲載）の内容を熟知の上、入札に参加すること。</li> </ul>
18 この公告に関する問合せ先	<p>公益社団法人埼玉県農林公社 森林局  〒368-0034 埼玉県秩父市日野田町1-1-44 埼玉県秩父農林振興センター内  電話 0494-25-0291 FAX 0494-22-5839 E-mail ssinrinp@chichibu.ne.jp</p>